

下関リハビリテーション病院
指定通所リハビリテーション運営規程

《事業の目的》

第一条 下関リハビリテーション病院が開設する指定通所リハビリテーション（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士又は作業療法士、言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）が、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身機能の維持回復を図ることを目的とする。事業所の管理栄養士、介護職員、その他の職種（以下「管理栄養士等」という。）が、栄養アセスメントに基づき、栄養改善が必要な方を的確に把握し、適切なサービスにつなげていくことを目的とする。

《運営の方針》

- 第二条 1. 事業所の理学療法士等は、利用者の要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に資するようその目標を設定し、計画的にサービスを提供するものとする。事業所の管理栄養士等は、栄養アセスメントの結果を当該利用者又はその家族に対して説明し、必要に応じ解決すべき栄養管理上の課題に応じた栄養食事相談、情報提供等を行うものとする。
2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

《事業所の名称等》

第三条 事業を行う事業所の名称及び所在地等は、次のとおりとする。

- ① 名 称：下関リハビリテーション病院
- ② 所在地：山口県下関市今浦町9番6号
- ③ 訓練室：山口県下関市今浦町8番13号

《従業員の職種、員数、及び職務内容》

第四条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者（院長）：1名（常勤職員）
勤務医（医師）：1名以上（常勤職員）
診療や運動機能検査等を行い、その結果を基に指定通所リハビリテーション計画やケアマネ用の計画に指導・助言あるいは必要な指示を行うものとする。
- ② 理学療法士等 理学療法士：6名以上（常勤職員）（通所リハビリ提供時間内専従勤務）
及び管理栄養士等 作業療法士：1名以上（常勤職員）（通所リハビリ提供時間内専従勤務）
言語聴覚士：1名以上（常勤職員）（通所リハビリ提供時間内専従勤務）
介護職員：1名以上（常勤職員）（通所リハビリ提供時間内専従勤務）
管理栄養士：1名以上（常勤職員）

基本的動作能力の回復等を目的とする理学療法や応用的動作能力、社会的適応能力の回復等を目的とした作業療法等の治療法、言語聴覚機能に障害を持つ患者に対して行う言語聴覚機能療法等の治療法により構成し、いずれも実用的な日常生活における諸活動の実現を目的として行うものとする。

お一人おひとりの栄養リスクをいち早く発見し、身体の栄養状態を評価、判定して最適な栄養プランの提案を行うものとする。また、医師以下スタッフ等とも連携を密にとりながら栄養素の過不足や、状態の改善や、食事を楽しみ、生活する意欲の向上を図れるように食事の援助を行うものとする。

《営業日及び営業時間》

第五条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 : 月曜日から土曜日までとする。
但し、日曜日、年末年始（12月30日～1月3日）については、休日とする。
- ② 営業時間 : 8時30分から17時00分までとする。
10時00分から11時30分までとする。（サービス提供時間）
13時00分から14時20分までとする。（サービス提供時間）
14時30分から16時00分までとする。（サービス提供時間）
- ③ 定員23名（介護予防通所リハビリテーション利用者を含む） 1日3回提供

《指定通所リハビリテーション事業の内容》

第六条 指定通所リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

- ① 病状、障害の観察
- ② 生活環境への適応
- ③ 廃用症候群の予防
- ④ 基本動作能力の維持・回復
- ⑤ 日常生活活動の維持・回復
- ⑥ 対人・社会交流の維持・拡大
- ⑦ 療養生活や介護方法の指導（介護負担の軽減）
- ⑧ 日常生活の自立に向けての指導
- ⑨ 福祉用具利用・住宅改修に関する助言
- ⑩ 低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握
- ⑪ 摂食・嚥下機能及び食形態等にも配慮しつつ、解決すべき栄養管理上の課題の把握

《指定通所リハビリテーション事業の利用料等》

第七条 介護保険における指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護保険被保険者証記載の額とする。厚生労働大臣が定める基準（介護報酬告示）は、事業所の見やすい場所に掲示する。

介護保険各法における指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（指定通所リハビリテーション費）によるものとし、利用者負担額は、その1割（一定以上所得者の場合、その2割又は3割）の額とする。

1) 基本利用料

- ・要介護被保険者

通所リハビリテーション費 及び 加算分 介護保険被保険者証記載のとおり。

2) その他料金

- ・サービス提供記録等の複写物の閲覧または交付する場合、A4サイズは1枚10円、A3サイズは1枚20円とする。ただし、その合計金額が550円以下の場合は一律550円とする。
- ・日常生活上必要な物品は実費負担とする

《通常の事業の実施地域》

第八条 通常の事業の実施地域は、下関市本庁東部、本庁西部、本庁北部、彦島、長府、川中、安岡・吉見及び勝山・内日各圏域（各圏域内の離島を除く）の区域とする。

《緊急時における対応方法》

- 第九条 1. 理学療法士及び管理栄養士等は、指定通所リハビリテーションを実施中に利用者の病状に急変、その他緊急の事態が生じたときには、必要に応じて臨時応急の手当てを行うと共に、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行う。
2. 理学療法士及び管理栄養士等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医、介護支援専門員等に報告しなければならない。

《相談・苦情処理》

- 第十条 1. 事業所は、利用者からの指定通所リハビリテーションに関する相談、苦情等に対応する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応致します。
2. 事業所は、利用者が苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いも致しません。

《サービス利用に当たっての留意事項》

- 第十一条 1. 事業所は、利用者が指定通所リハビリテーションの提供をうける際に、利用者側が留意すべき事項（機能訓練室を利用する際の注意事項等）について、以下のとおり規程する。
- ① 個々の自主訓練において、理学療法士等により使用の許可された以外の器具の使用は、控えて下さい。
 - ② 体調不良の場合は、事前にお知らせ下さい。訓練中の場合は、その都度お知らせ下さい。
 - ③ 管理栄養士等により使用の許可された以外の道具等の使用は、控えて下さい。

《非常災害対策》

- 第十二条 1. 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う体制を整備する。
- ① 非常災害時の関係機関への通報。
自動火災通報装置整備。
 - ② 避難、救出その他必要な訓練。
防火管理者 1 名配置。
年 2 回避難訓練実施。

《虐待防止に関する事項》

- 第十三条 1. 事業所は、利用者の尊厳保持・人格尊重、虐待の未然の防止・早期発見等に努め、次の措置を講ずるものとする。
- ① 虐待発生防止のための当該事業所従業員に対する研修を年 1 回以上実施。
 - ② 虐待発生防止に係る責任者を選定する。
役職：医療連携室 室長
 - ③ 虐待発生防止のための指針を整備する。
 - ④ 虐待発生防止のための対策を検討する委員会を年 1 回開催する。
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村及び行政機関等の関係窓口に通報するものとする。

《その他運営についての重要事項》

第十四条 1. 事業所は、理学療法士及び管理栄養士等の質的向上を図るための機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修

採用後1ヶ月以内

② 継続研修年2回

2. 理学療法士及び管理栄養士等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する
3. 理学療法士及び管理栄養士等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、理学療法士及び管理栄養士等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、理学療法士及び管理栄養士等との雇用契約の内容とする。
4. いかなる状況においても、要介護者等の自由を制限するような身体拘束は行わない。
5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は下関リハビリテーション病院内での協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成28年5月1日から施行する。

この変更規程は、平成28年7月1日から施行する。(第四条②)

この変更規程は、平成28年8月1日から施行する。(第四条①及び②)

この変更規程は、平成28年9月1日から施行する。(第四条②)

この変更規程は、平成28年11月1日から施行する。(第四条②)及び(第五条③)

この変更規程は、平成28年12月1日から施行する。(第四条②)

この変更規程は、平成29年5月27日から施行する。(第四条②)

この変更規程は、平成29年7月1日から施行する。(第四条②)

この変更規程は、平成29年9月1日から施行する。(第四条②)

この変更規程は、平成29年11月1日から施行する。(第四条②)

この変更規程は、平成30年1月1日から施行する。(第四条②)

この変更規程は、平成30年3月1日から施行する。(第四条②)

この変更規程は、平成30年4月1日から施行する。(第四条②)

この変更規程は、平成30年5月1日から施行する。(第三条②)及び(第五条②③)

この変更規程は、平成30年8月1日から施行する。(第七条)

この変更規程は、平成31年2月1日から施行する。(第四条②)

この変更規程は、平成31年4月1日から施行する。(第四条②)

この変更規程は、令和1年8月16日から施行する。(第四条②)

この変更規程は、令和1年10月1日から施行する。(第四条②)

この変更規程は、令和2年2月1日から施行する。(第七条)

(第十条追記)

(第十条削除第十一条追記)

(第十一条削除第十二条追記)

(第十二条削除第十三条追記)

この変更規程は、令和2年4月1日から施行する。(第四条②)

この変更規程は、令和2年6月1日から施行する。(第四条①)

この変更規程は、令和2年8月19日から施行する。(第四条②)

この変更規程は、令和2年11月1日から施行する。(第五条②)

この変更規程は、令和3年4月1日から施行する。(第四条②)

この変更規程は、令和3年5月1日から施行する。(第四条②)

この変更規程は、令和3年6月1日から施行する。(第四条②)

(第十三条追記)

(第十三条削除第十四条追記)

この変更規程は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。(第四条②)

この変更規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。(第四条②)

この変更規程は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。(第四条②)

この変更規程は、令和 4 年 9 月 16 日から施行する。(第四条②)

この変更規程は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。(第四条②)

この変更規程は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。(第四条②)

この変更規程は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。(第一条追記)

(第二条 1. 追記)

(第四条②変更及び追記)

(第六条追記)

(第九条追記)

(第十一条追記)

(第十四条追記)

この変更規程は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。(第四条②)

この変更規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。(第十三条変更)

この変更規程は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。(第四条②)

この変更規程は、令和 6 年 9 月 16 日から施行する。(第五条②)

この変更規程は、令和 7 年 1 月 16 日から施行する。(第四条②)

この変更規程は、令和 7 年 2 月 16 日から施行する。(第四条②)

この変更規程は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。(第八条)

この変更規程は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。(第五条②及び③)